

違反はり紙をなくし、まちなみをキレイにしましょう！

“はり紙バスターズ”

募集のお知らせ

岩手県では、電柱や街灯などにはられ、まちの美観を損ねる要因となっている違反はり紙をなくすため、ボランティアで撤去して下さるグループ、団体を募集します。

岩手県違反広告物簡易除却推進団体（“はり紙バスターズ”）

募集要領

◇ 活動内容

屋外広告物条例に違反して、電柱などにはられた「はり紙」をボランティアで撤去していただくというものです。

なお、盛岡市の区域における活動を目的とした応募については、盛岡市都市整備部景観政策課（電話 019-651-4111）にお問い合わせください。

また、宮古市、陸前高田市、紫波町、西和賀町、平泉町、岩泉町、田野畑村及び普代村の区域における活動を目的とした応募については、権限が県から市町村に移譲されているため、今回の募集の対象外となります。

◇ 募集対象

自主的に違反はり紙を撤去しようとするグループ、団体（町内会、ボランティア団体等）。ただし、満 18 歳以上の方がグループ、団体に含まれていなければなりません。

なお、グループ、団体の構成員のうち、満 18 歳以上の方に限って、除却推進員として違反はり紙を除却する権限（屋外広告物法に基づく権限）を委任します。除却推進員以外の方は、権限の委任を受けた除却推進員の指示に従い、除却作業の補助を行っていただきます。

※除却推進員として委任を受けた方以外は、除却作業ができません。

◇ 募集期間

令和7年2月20日（木）から令和7年5月30日（金）まで

◇ 応募方法

次の書類（県HPからダウンロードできます）に必要事項をご記入のうえ、主に活動する地域の広域振興局土木部、土木センターへ郵送するか、直接お持ちください。

- （１） 岩手県違反広告物簡易除却推進団体認定申請書（様式第1号）
- （２） 違反広告物簡易除却推進団体構成員名簿（様式第2号）
- （３） 違反広告物簡易除却活動計画書（様式第3号）

◇ 活動期間

岩手県違反広告物簡易除却推進団体認定の日から令和8年3月31日まで

◇ その他

- （１） 活動に必要な道具（剥離剤、ヘラ、手袋等）は、県で用意します。
- （２） 除却推進団体の構成員には、ボランティア活動保険に加入していただきます（保険料は県が負担）。
- （３） 除却推進員には、除却推進員証明書と腕章を交付します。活動の際は必ず身に着けていただきます。
- （４） 活動は、除却推進員の指導のもと、必ず2名以上で行っていただきます。

● 除却できる広告物は何？

橋、街路樹、トンネル、石垣・擁壁、信号機、道路標識、歩道さく、電柱、街灯柱、消火栓、郵便ポスト、路上変電塔、電話ボックスなど

にはられた
「はり紙」です。

● 除却できない広告物は何？

はり紙以外のもの、他人の建築物等にはられたもの、法令の規定により表示されたもの、地方公共団体等が表示したもの、選挙運動用ポスターなど

です。

◇ 応募先

窓口（機関名）	市町村	住所	電話番号
盛岡広域振興局土木部 ○担当：管理課	滝沢市 矢巾町 雫石町	〒020-0023 盛岡市内丸 11-1	TEL 019-629-6656
盛岡広域振興局土木部 岩手土木センター ○担当：管理用地課	八幡平市 葛巻町 岩手町	〒028-4307 岩手町大字五日市 9-48	TEL 0195-62-2888
県南広域振興局土木部 ○担当：管理課	奥州市 金ヶ崎町	〒023-0053 奥州市水沢区大手町 1-2	TEL 0197-22-2881
県南広域振興局土木部 花巻土木センター ○担当：管理課	花巻市	〒025-0075 花巻市花城町 1-41	TEL 0198-22-4971
県南広域振興局土木部 北上土木センター ○担当：管理課	北上市	〒024-8520 北上市芳町 2-8	TEL 0197-65-2738
県南広域振興局土木部 遠野土木センター ○担当：管理用地課	遠野市	〒028-0525 遠野市六日町 1-22	TEL 0198-62-9938
県南広域振興局土木部 一関土木センター ○担当：管理課	一関市※ ₁	〒021-8503 一関市竹山町 7-5	TEL 0191-26-1418
県南広域振興局土木部 千厩土木センター ○担当：管理課	一関市※ ₂	〒029-0803 一関市千厩町千厩字北方 85-2	TEL 0191-52-4971
沿岸広域振興局土木部 ○担当：管理課	釜石市 大槌町	〒026-0043 釜石市新町 6-50	TEL 0193-25-2708
沿岸広域振興局土木部 宮古土木センター ○担当：管理課	山田町	〒027-0072 宮古市五月町 1-20	TEL 0193-64-2221
沿岸広域振興局土木部 岩泉土木センター ○担当：管理課		〒027-0501 岩泉町岩泉字松橋 24-3	TEL 0194-22-3116

沿岸広域振興局土木部 大船渡土木センター ○担当：管理課	大船渡市 住田町	〒022-8502 大船渡市猪川町字前田 6-1	TEL 0192-27-9919
県北広域振興局土木部 ○担当：管理課	久慈市 野田村 洋野町	〒028-8042 久慈市八日町 1-1	TEL 0194-53-4990
県北広域振興局土木部 二戸土木センター ○担当：管理課	二戸市 軽米町 九戸村 一戸町	〒028-6103 二戸市石切所字荷渡 6-3	TEL 0195-23-9209

※1 平成17年9月19日における一関市及び西磐井郡花泉町

※2 平成17年9月19日における東磐井郡の町村

◇ お問合せ先

岩手県県土整備部都市計画課景観まちづくり担当 TEL 019-629-5892（直通）

又は、**上記応募先** までお問合せください。

◇ 本事業は、令和7年度予算の成立を前提として募集するものであり、予算の成立状況によっては、実施内容の変更があり得ることを予め御承知おきください。